

みはま

▽議会だより

9月定例会

No.160

発行 令和元年11月1日
編集 議会広報特別委員会



9月27日(金) 学校訪問 (河和中学校)

みんなよく
頑張っているね

毎年、各小中学校を順番に訪問し、授業参観や給食を実費試食して直に見聞しています。学校教育の現状を情報共有することで、今後の教育政策を考察する参考としています。

Contents

議案審議	新たに3条例を制定 ほか	2～ 5P
決算認定	一般会計決算 始め 7会計 を全て認定 など	6～ 7P
緊急決議	美浜町長に対する辞職勧告決議 賛成多数で可決	12P
一般質問	「事業を中止した場合のリスクは？」 はじめ 9人が質問	13～21P
審議結果一覧・編集後記		22P

令和元年3回

9月定例会

会期9月2日～18日

(審議議案の採決結果は22頁に一覧表を掲載)

※ 本会議の記事詳細は、11月下旬頃に町公式ホームページで定例会会議録を掲載予定です。

《 審 議 日 程 》

- 2日 開会、提案 ・上程議案22件の提案説明
4日 町政に対する一般質問〔通告議員6人登壇〕※P13～21に掲載
5日 町政に対する一般質問〔通告議員3人登壇〕
10日 質疑・委員会審査付託
・選任同意1件(教育委員会委員2名の任命)に同意
・専決処分事項の報告承認(補正予算)1件を承認
・条例の制定及び一部改正・補正予算・決算認定議案を各常任委員会へ審査付託(19件) ※うち2件は両委員会へ分割付託
〔休会中の常任委員会開催〕
11日 総務産業常任委員会 付託された13議案を審査・採決
12日 文教厚生常任委員会 付託された8議案を審査・採決
18日 委員長報告・討論・採決、追加提案に対する質疑・討論・採決、閉会
・追加上程議案3件の提案説明、質疑・討論、採決
・閉会中の継続審査事件・議員派遣の決定
・議員発議「町長に対する辞職勧告決議」の提案・質疑・討論、採決

人事案件・選任等の同意

任期満了を迎える教育委員の任命議案について、全員賛成により同意しました。

教育委員会委員



大岩 絵里子さん
(野間在住)



石垣 由貴子さん
(布土在住)

再任任期(4年間)

令和元年10月1日から
令和5年9月30日まで

条例の制定・改廃

新たに3条例を制定

地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律の公布に伴い、新たに3条例の制定について提案がありました。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

賛成多数により可決

おもな改正の内容

現行の非常勤職員等の任用根拠や身分、給付等に関する運用を改正します。

非常勤職員のうち、従来のままの職と会計年度任用職員に移行する職があります。

制度移行に伴う報酬額を定める別表の改正や、会計年度任用職員も分限・懲戒の対象とすることなど、関係する7条例について条文を一括整備します。

施行日 令和2年4月1日

(3条例とも)

おもな改正の内容

来年度から非常勤職員及び臨時職員の雇用体系が新たな「会計年度任用職員制度」へ移行します。

常勤職員との権衡を図り、勤務時間数によりフルタイム・パートタイムを区別し、給料の額や各種手当の支給、職務の基準等級や支給方法などについて新たに規定します。

7 条例を一部改正

美浜町職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例

全員賛成により可決

おもな改正の内容

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等における地方公務員法の一部改正に伴い、条文の整理を行います。

(1) 成年被後見人及び被保佐人

に対し、欠格条項及びその

他の権利の制限に係る措置

の適正化を図る改正を行います。

ます。

(2) 臨時・非常勤職員の任用制

度が改正され、用語の変更

等を含む条文整備を行います。

す。

施行日

成年被後見人等の権利の制限

に関する改正

令和元年12月14日

地方公務員法の改正に関する

改正 令和2年4月1日

美浜町職員の旅費に関する条

例の一部を改正する条例

全員賛成により可決

おもな改正内容

成年被後見人及び被保佐人に該当したことで失職するという要件が削除されたため、該当条文の削除等を行います。

施行日 令和元年12月14日

美浜町水道事業給水条例の一

部を改正する条例

全員賛成により可決

美浜町水道事業布設工事監督

者及び水道技術管理者に関する

条例の一部を改正する条例

全員賛成により可決

おもな改正の内容

2条例ともに、水道法施行令の一部改正に伴う条文整理を行います。

施行日 令和元年10月1日

(2条例とも)

美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

全員賛成により可決

おもな改正の内容

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、印鑑証明書について、申請された方に限り、住民票と同様に「旧氏」(婚姻等の前の氏)を併記できるように改正します。

施行日 令和元年11月5日

美浜町災害弔慰金の支給等に

関する条例の一部を改正する

条例

全員賛成により可決

おもな改正の内容

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、町が償還金の支払猶予や償還免除を判断する際、災害援護資金貸付を受けた者又はその保証人の収入・資産の状況を把握できるように規定を新設します。

施行日 公布の日

美浜町税条例の一部を改正する条例

賛成多数により可決

おもな改正の内容

平成31年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正

する法律で令和元年10月1日以後に施行期日が到来する部分について、町民税及び軽自動車税に関する該当条文を改正します。

(概要は左表のとおり)

美浜町税条例の一部改正の概要

- (1) 軽自動車税の環境性能割の非課税・税率の特例に関する臨時的軽減の規定を新設。(対象はR1.10.1～R2.9.30に取得する自家用乗用車で、電気軽自動車・天然ガス軽自動車及び燃費基準達成車)
附則で、賦課徴収の特例・税率を1%軽減する規程を新設し、条文を整理。
- (2) 軽自動車税の種別割の税率の特例①
重課の規定を整備し、令和2年度・3年度分のグリーン化特例(軽課)を新設。
あわせて、附則で、賦課徴収の特例を新設。
- (3) 軽自動車税の種別割の税率の特例②
令和4年度・5年度分のグリーン化特例(軽課)を、電気軽自動車・天然ガス軽自動車に限り新設。
あわせて、附則で、賦課徴収の特例を新設
- (4) 町民税の申告書記載事項の簡素化
- (5) 個人町民税において、単身児童扶養者※を給与所得者・公的年金等受給者の扶養親族申告書記載事項に追加。
- (6) 町民税不申告に係る過料の規定を字句整理。
- (7) 個人町民税の非課税範囲に、単身児童扶養者※を非課税措置対象に追加。

※ 児童扶養手当受給児童の単身の父又は母で、所得制限あり。

施行日 (1)(2)…令和元年10月1日 (4)(5)(6)…令和2年1月1日
(7) …令和3年1月1日 (3) …令和3年4月1日

専決処分事項の報告

地方自治法第180条に基づく専決処分事項について、2件の報告がありました。

2件とも、相手方への損害賠償の額について協議が調い、和解した内容の報告です。

報告第3号（初日提案）

令和元年6月7日に、奥田小学校の駐車場で、根元部分の腐食した水銀灯が強風にあおられて倒れた際に、駐車中の車両に接触し、車両後部バンパーが損傷する事故が発生しました。

損害賠償の額

令和元年8月9日付専決処分
7万9千908円
町が相手方に対し全額負担します。

報告第4号（最終日追加提案）

令和元年7月22日に、町道矢梨・切山・初神線の道路を南知多町方面へ走行中の軽自

動車が、舗装割れの穴に右側

前輪がはまり、パンクする事故が発生しました。

損害賠償の額

令和元年9月5日付専決処分
4千158円
町が相手方に対し過失割合5割相当を負担します。

※ なお、2件とも損害賠償金は、町が加入する総合賠償補償保険制度の適用により支払われます。

専決処分の報告と報告承認

※ 地方自治法第180条第1項の規定により、「町長が専決処分できる事項」は、議会の議決により指定されています。

町が当事者である和解及び調停の目的価格や損害賠償の額が50万円以下の場合、専決処分後に議会への事後報告することになっております。

※ 地方自治法第179条第3項の規定により町長が緊急に行った専決処分事項については、直近の議会に報告し、事後承認を得なければなりません。

専決処分事項の報告承認

地方自治法第179条に基づく専決処分事項の報告承認について、**全員賛成で承認**しました。

専決処分の内容は、令和元年度一般会計補正予算（専決第3号）で、左表のとおりです。

令和元年度 一般会計補正予算(専決処分)

(専決第3号) 令和元年8月1日付専決処分

次のとおり歳入歳出135万8千円を増額し、補正後の予算総額は77億4,210万8千円となりました。

野間保育所及び河和児童館のエアコンが故障したため、緊急修繕に要する経費について、専決処分により補正しました。

歳入	予算額
基金繰入金（財政調整基金）	135万8千円
歳出	予算額
保育所運営事業（保育所施設維持修繕工事）	75万7千円
児童館運営事業（児童館施設維持修繕工事）	60万1千円

追加提案の契約議決

本会議第5日目（最終日）に「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定※注に基づき、議会の議決を求める契約案件2件の追加提案がありました。

本年度に繰り越した運動公園及び総合公園の各整備事業（工事等）に関する平成30年度分業務について、独立行政法人都市再生機構（通称UR都市機構）に委託した協定書の契約額の変更議案です。最終日に委員会付託を省略して即日採決し、**2議案とも全員賛成で可決**されました。

平成30年度公園整備事業（工事等）委託業務 協定書の一部を変更する協定書の締結概要 ※ともに繰越明許事業

①美浜町運動公園

協定金額（変更前）1億3,531万4,280円
（変更後）1億2,858万480円
（▲673万3,800円）

（事業内容）敷地造成工事、工事監督業務、変更図書作成業務、
極管実施設計の各業務における事業費精算による減額

②美浜町総合公園

協定金額（変更前）9,047万9,160円
（変更後）6,304万6,080円
（▲2,743万3,080円）

（事業内容）敷地造成工事、工事監督業務、変更図書作成業務、
一部実施設計の各業務における事業費精算による減額
（ともに事務費及び取引に係る消費税等相当額含む。）

協定の相手方 独立行政法人 都市再生機構 中部支社
業務の完了期限 令和元年9月20日

完了期限は、繰越時点では令和元年8月30日でしたが、
工事の追加等により令和元年7月5日付でそれぞれ完了期限の
延期について変更協定書の締結が行われ、議会に対して令和元
年8月6日に行政報告会で報告がありました。

補正 予算

9月定例会では、提案された補正予算2件〔一般会計(第2号)及び介護保険特別会計(第2号)〕を各常任委員会に付託・審査し、最終日に委員長報告の後、討論・採決し、**2件とも全員賛成により可決**しました。

令和元年度 9月補正予算

一般会計補正予算(第2号)

全員賛成で可決

次のとおり歳入歳出それぞれ4億4,986万5千円を追加し、補正後の予算総額は81億9,197万3千円となりました。
また、「繰越明許費」について、都市公園整備事業分4億327万4千円を追加し、「地方債補正」では臨時財政対策債について上限額を3,320万円増額し、補正後の上限額を3億3,320万円としました。

歳 入		補 正 額	歳 出		補 正 額
地方特定交付金		637万8千円	総務費		3億6,284万7千円
地方交付税(普通交付税)		1億4,941万7千円	総務管理費		3億6,184万6千円
国庫支出金		1,503万2千円	(人事管理費)人事・給与システム改修		357万5千円
国庫負担金		100万8千円	(会計年度任用職員制度への移行による変更)		
(民生費)障害者自立支援給付費負担金			(電子計算費)基本ソフト更新プログラム作成		218万5千円
国庫補助金		1,503万2千円	(基金費)基金積立事業		3億5,608万6千円
(民生費)障害者総合支援事業補助金		62万2千円	(財政調整基金積立金 1億円)		
(前年度分の実績による精算)			(愛知用水2期事業基金積立金 5,450万円)		
(衛生費)循環型社会形成推進交付金		1,441万円	(都市計画事業基金積立金 2億 158万6千円)		
(合併処理浄化槽設置事業に対する国負担概ね1/3)			戸籍住民基本台帳費		100万1千円
委託金		37万4千円	(戸籍住民基本台帳費)旧氏記載等印鑑登録システム改修		
(民生費)国民年金事務委託金			民 生 費		1,201万6千円
県支出金		1,228万6千円	社会福祉費		966万1千円
県負担金		50万6千円	(障害者福祉費)障害者福祉サービス事業 ほか		928万7千円
(民生費)障害者自立支援給付費負担金			(国民年金費)国民年金事務システム改修		37万4千円
県補助金		1,178万1千円	児童福祉費		235万5千円
(総務費)元気な愛知の市町村づくり補助金		186万3千円	(児童福祉費)子ども子育て支援システム改修		80万7千円
(衛生費)合併処理浄化槽設置費補助金		973万円	(保育所費)保育料無償化対応時間外勤務手当		154万8千円
(商工費)観光施設費等補助金		18万8千円	衛 生 費		6,684万3千円
(野間公衆便所バリアフリー化改修工事)			保健衛生費		6,251万8千円
繰入金		6,343万1千円	(環境対策費)合併処理浄化槽設置整備事業補助金		
特別会計繰入金(介護保険特別会計繰入金)		3,119万9千円	知多南部衛生組合分担金		432万5千円
基金繰入金(財政調整基金繰入金)		3,223万3千円	(知多南部衛生組合分担金)火葬場新人火夫研修費負担		
繰越金(前年度繰越金)		1億6,873万9千円	農林水産業費		0千円
町 債(臨時財政対策債)		3,320万円	水産業費		
繰越明許費補正			財源振替(一般財源→県補助金)		
事業名		翌年度繰越額	※漁村センター改修工事が県補助補助事業に採択されたため		
都市公園整備事業		(補正前) 1億7,342万3千円	商 工 費		166万4千円
		[追加] 4億 327万4千円	商 工 費		166万4千円
		(補正後) 5億7,669万7千円	(観光費)野間公衆便所バリアフリー化改修工事 ほか		
地方債補正			土 木 費		649万5千円
事業名		借入限度額	道路橋梁費		648万5千円
臨時財政対策債		(補正前) 3億円	(道路新設改良費)道路設計委託・橋梁点検整備委託(対象15橋分)など		
		[変更] 3,320万円			
		(補正後) 3億3,320万円			

介護保険特別会計補正予算(第2号)

全員賛成多数で可決

次のとおり歳入歳出それぞれ9,871万6千円を追加し、補正後の予算総額は19億4,948万7千円となりました。

歳 入		補 正 額	歳 出		補 正 額
繰越金(前年度繰越金)		9,871万6千円	基金積立金		4,170万3千円
			基金積立金 介護給付費準備基金積立金		
			諸支出金		5,701万3千円
			償 還 金 過年度国庫県支出金等償還金		2,581万4千円
			繰 出 金 一般会計繰入金		3,119万9千円

平成30年度 決算認定

一般会計を始め7会計の歳入歳出決算認定については各常任委員会で審査が行われ、最終日に委員長報告の後、採決前にそれぞれ賛成討論・反対討論が行われました。

一般会計は、賛成多数により認定、特別会計は5会計とも全員賛成で認定しました。

会 計 名	予 算 額	歳入決算額	歳出決算額	収支差引額
一 般 会 計	86億4,365万8,000円	80億6,802万5,882円	78億1,796万4,877円	2億5,006万1,005円
特 別 会 計	国民健康保険	24億2,006万5,000円	23億3,080万6,719円	4,803万2,080円
	後期高齢者医療	3億 280万5,000円	2億8,874万2,990円	267万1,250円
	介護保険	19億6,691万3,000円	18億2,451万8,933円	9,871万6,798円
	土地取得	206万4,000円	90万1,249円	0円
	農業集落家庭排水処理施設	3,816万6,000円	3,595万3,690円	0円

〔一般会計〕 収支差引額には翌年度繰越明許費繰越額 2,132万2,000円が含まれており、実質収支は2億2,873万9,005円です。

〔特別会計〕 5会計とも繰越事業がないため、収支差引額が実質収支となります。

一般会計に対する討論

反対

日本共産党議員団

山本 辰見

消費税は、全会計合計で一億三千七百二十三万円、昨年度より全体で16%の増であり、この金額を町民から要望されている事業に投入できれば、相当の事業が展開できる。

消費税負担は、現在8%だが10月から10%になり、本町予算・決算にも大きくのしかかり、国が決めた制度、法律だから仕方がないと言っている。れない。

運動公園整備事業に関して、莫大な事業費の問題や利用予測の過大な見積り、建設後の維持管理の課題、全町民への説明などを繰り返し指摘してきた。町民への説明を丁寧にして理解を得る形で事業が進められていたら、四月の町長選挙の結果は少し違っていたかなと思う。

役場庁舎を始め小中学校等の公共施設・教育施設は老朽化しており、建て替えではなく長寿命化を基本に整備したいというが、公共施設整備で三億五千万円強、教育施設整備五千七百九十七万五千円で、基金が少ないのではないかと。昨年度からほとんど増えておらず、小中学校・保育所も含め財政面からの準備が急がれる。

町としては各種の事業展開にあたり、町民の意見を吸い上げ一緒にまちづくりをと言っているが、大型の建設事業については言っていることとやっていることの実態が合っていない点を指摘して、決算認定に反対する。

賛成

チャレンジMIHAMA

野田 増男

決算認定は、年度当初の施政方針に基づき、予算執行における町政運営の成果・総括を行うものであり、平成30年度は、本町の将来に影響を与えるさまざまな事業展開が行われた。

安心・安全なまちづくりの推進では、野間公民館敷地内に消防詰所の新築、民間木造住宅の耐震改修補助の大幅拡大など、防災・衛生等の生活環境の改善を図っている。

都市公園整備事業では、運動公園及び総合公園整備事業の設計業務を進め、地権者の理解を得て用地取得も完了した。

地域福祉事業では、自殺対策計画の策定や精神障害者ガイドブック等も作成した。

小中学校再編計画では、単なる統廃合でなく新たな構築に向けた施設の最適配置実現を目指し、学校施設個別計画も策定した。

今後、本町が目指す方向性が示され、大いに期待し評価している。少子高齢化の進展等で本町財政は更に厳しくなることも避けられないが、新たな投資を行い町の活性化を図っている。将来に大きな影響を与える各事業の進展には住民の皆様のご理解とご協力が必要で、これらの課題解決には、限られた財源で慎重な財政運営と先見性・英断をもって必要な事業を進めるリーダーシップが求められ、平成30年度事業は、着実に実行していると評価し、賛成する。

水道事業会計は、全員賛成により剰余金の処分について可決し、決算を認定しました。

水道事業会計	予 算 額	歳入決算額	歳出決算額	収支差引額
収益的収支	収 入 5億3,088万8,000円 支 出 5億1,151万5,000円	5億1,686万 254円	4億5,213万7,952円	6,472万2,302円
資本的収支	収 入 7,700万9,000円 支 出 2億3,412万4,000円	6,604万9,080円	1億9,040万1,405円	▲1億2,435万2,325円

〔水道事業会計〕収益的収支における消費税及び地方消費税精算後の当年度純利益は5,387万698円。

また、資本的収支の不足額は、過年度損益勘定留保資金1億1,199万7,749円及び当年度分消費税及び消費税資本的収支調整額1,235万4,576円で補てんしました。

水道事業剰余金処分計算書	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	27億3,697万8,819円	960万2,539円	5,387万 698円
議会の議決による処分額	5,387万 698円		▲ 5,387万 698円
うち利益剰余金を資本金へ組入れ	5,387万 698円		▲ 5,387万 698円
処分後残高	27億9,084万9,517円	960万2,539円	(繰越利益剰余金) 0円

常任委員会
9月11日～12日

総務産業常任委員会

11日（水）午前9時開会。

7名全員出席のもと、付託

議案13件を審議・採決。

閉会中の継続調査事件を協

議・決定し、閉会。

文教厚生常任委員会

12日（木）午前9時開会。

7名全員出席のもと、付託

議案8件を審議・採決。

閉会中の継続審査案件及び

継続調査事件を協議・決定し、

閉会。

委員会で行われた質疑の主

なものとは次のとおりです。

本会議で付託された議案を各常任委員会で審査しました。
委員会の審査結果は、最終日18日（水）に委員長報告を行い、
質疑・討論の後、採決されました。

総務産業常任委員会

☆美浜町職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例

について

施行日が2つある理由は。

【A】一つは、成年被後見人の

権利の制限に係る措置の適

正化等を図るための関係法

律の整備で、一括整備法の

施行日が12月14日で、成年

被後見人等の失職規定を変

える。

二つ目は、地方公務員法

及び地方自治法の一部改正

法により、会計年度任用職

員制度が令和2年4月1日

から施行となる。

☆美浜町パートタイム会計年

度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例について

【A】最低賃金との関係は。

【Q】給与表の金額を時間単価

に換算し、最低賃金を下回

らないようにする。下回っ

た場合は、それ以上に上げ

ることを定める。

☆地方公務員法及び地方自治

法の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整備

に関する条例について

【A】【Q】国の法改正の趣旨は。

行政需要の多様化等対応

で、臨時・非常勤職員が増

加しているが、その任用制

度が全国的に法の趣旨に沿わない運用が見られ、制度改正により現行非常勤職員の整理や責任を明確にして雇用を行うなど、会計年度任用職員制度へ移行する。

☆美浜町税条例の一部を改正する条例について

改正により住民に負担となる点と軽減される点は。

軽減がほとんどだが、強いて言えば、軽自動車税の

種別割の税率特例で、令和4年度及び令和5年度のグリーン化特例（軽課）を電気軽自動車、天然ガス軽自動車に限定している。

なぜ令和4年度・5年度と先のことを今決めておくのか。

税条例の改正は未来施行のものが多く、負担をお願いするため事前に周知が必要である。

☆平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について

みはま地域大学拠点運営費負担金は。

町の中間支援団体の活動支援で、交流拠点での運営に係るもの。生活の悩み相談、住民ニーズのマッチング、ちやぶ台ミーティングや交流会等の開催や、フェイスブック・ちやぶレター等で活動内容周知等の「つなぐ事業」を行っている。

あすチャレ！スクール実施負担金は。

2020年東京パラリンピック競技大会を見据え、小学校・高校にパラアスリートを派遣し、スポーツ体験を通じ障害について考え共生社会を知ってもらう体験型授業を行った。

食と健康の館指定管理委託料で、新規事業の検討はあるか。

町からの提案を地元区と協議中で、今後の展開はいちご狩りや製塩事業の拡大等を検討している。

空家等対策計画補助金の

実績は。

平成30年度の実績は4件で、要綱では面積の違いで補助金を区別している。

実績は、小野浦地区3件、野間地区1件で、野間地区で耐震診断重点PRを行ったことも効果につながった。

☆平成30年度土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

土地購入に関し、計画的な土地購入はあるか。

今のところ、具体的なものはない。

付託された議案		付託委員会	委員会採決結果	質疑	
町 条 例	制 定	美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例	総務産業	全員賛成・可決	なし
		美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	総務産業	全員賛成・可決	あり
		地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	総務産業	全員賛成・可決	あり
	一 部 改 正	美浜町職員の給与に関する条例	総務産業	全員賛成・可決	あり
		美浜町職員の旅費に関する条例	総務産業	全員賛成・可決	なし
		美浜町税条例	総務産業	賛成多数・可決	あり
		美浜町水道事業給水条例	総務産業	全員賛成・可決	なし
		美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例	総務産業	全員賛成・可決	なし
		美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例	文教厚生	全員賛成・可決	あり
		美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例	文教厚生	全員賛成・可決	なし
元 年 度 予 算	9 月 補 正	美浜町一般会計補正予算（第2号）	総務産業	全員賛成・可決	なし
			文教厚生	全員賛成・可決	あり
		美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）	文教厚生	全員賛成・可決	なし
平 成 30 年 度 の 決 算 認 定	美浜町一般会計		総務産業	賛成多数・認定	あり
			文教厚生	賛成多数・認定	あり
	美浜町国民健康保険特別会計	文教厚生	全員賛成・認定	あり	
	美浜町後期高齢者医療特別会計	文教厚生	全員賛成・認定	なし	
	度美浜町介護保険特別会計	文教厚生	全員賛成・認定	あり	
	美浜町土地取得特別会計	総務産業	全員賛成・認定	あり	
	度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計	総務産業	全員賛成・認定	あり	
	美浜町水道事業会計 (剰余金の処分及び決算の認定)	総務産業	全員賛成・可決 及び認定	あり	

☆平成30年度農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

Q これまで年2千万円程度

の一般会計繰入金を受け入れ運営しているが、機械の老朽化が進んでおり、「整備方針の検討」で今の施設を改善できる提案はあったか。

A 今後、施設の維持管理費

が毎年どれ程必要になるかとの検討であり、数年前に機能強化対策で一部施設を改修等したが、全ての修理には多額な費用が必要で、機能確保できるすれすれの状態となっている。

今後、合併浄化槽との維持管理費の比較検討を行う

が、小野浦地区の施設整備費は約7億円で、その1割を受益者等が負担し、当時、小野浦区がその多くを負担し整備ができた。

今後、異なる処理方式に変更する場合、小野浦地区

が観光地であり、町の方針で実施した経緯も含め、維持管理費の理由だけで処理方式を変えることは難しく、変更が必要であれば区と相談し了解を得たい。

平成30年、31年度で実施している調査は、これらを検討するため、処理方式変更は簡単ではないことを理解していただきたい。

☆平成30年度水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

Q 基本的な耐震化の進捗率は。

A 重要給水管は、平成25年度から実施している。

全体計画では事業費10億円の仕事で、今まで3億程度を補助事業で実施している。

並行して区画整理地区の老朽管更新も行う必要があり、施設維持のため計画的に実施していく。

☆美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

Q 条例の一部改正により、

具体的にどのように変わるのか。

A 住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民票では氏(名字)の後ろにカッコ書きで旧氏(婚姻等の前の氏)を表示するが、印鑑証明も同様の対応ができるよう改正し、申請された方に限り併記できるようにする。

☆令和元年度一般会計補正予算(第2号)について

Q 歳入で循環型社会形成推進交付金の説明を。

A 浄化槽整備補助金で町が補助金として交付した概ね3分の1程度の額を国から交付される。

☆平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について

Q わかば園運営事業の平成30年度の実績を。

A 療育はゆつくりとした成長をサポートし、その子が自立できるよう基本的な生活を毎日繰り返し行なっている。親子通所と単独通所のクラスがあり、共に学び、家庭でも療育効果が出るよう行なっている。短期での変化は期待できない。定員は10人で、利用者は7人である。

Q ファミリーサポートセンター事業の実績はどうか。

A 30年度の活動状況は110回で、保育所・幼稚園の送りや習い事の援助、就労の援助等、親の代わりにサポートを行なった

一般会計 決算の実質収支に関する調査

平成30年度	歳入	総額	①	80億6,802万5,882円
平成30年度	歳出	総額	②	78億1,796万4,877円
歳入歳出差引額 ①-②=③				2億5,006万1,005円
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費 通次繰越額	④		0円
	繰越明許費 繰越額	⑤		2,132万2,000円
	事故繰越し 繰越額	⑥		0円
	小計 ④+⑤+⑥=⑦	⑦		2,132万2,000円
実質収支額 ③-⑦=⑧				2億2,873万9,005円
前年度(平成29年度)実質収支 ⑨				2億6,813万1,119円
(参考) 単年度収支 ⑧-⑨				▲3,939万2,114円

Q

環境対策事業のうち、平成30年度中の埋立条例に基づく許可件数は何件で、リサイクル土による埋立てをどのように考えているか。

A

4件あり、本町に持ち込まれる埋立土砂の大半がリサイクル土で、環境基準等適合のため歯止めがきかず、多くの問題を起こしていると考えている。

現在、先進事例を参考に、リサイクル土持込を止められるよう条例改正を内部で検討している。

Q 青少年を守る会補助金は、使途の規定があるのか。

A また、今後増額を検討しているか。

A 使い方は各青少年を守る会に任せており、細かい規定はない。増額は考えていない。

Q

社会福祉費寄附金の内容は。

A

社会福祉事業への寄附で、福祉センターのエアコン更新に充当させていただいた。

Q

保健体育使用料のうち、都市公園施設使用料約1千万円は、利用者から徴収した使用料か。

A

総合公園体育館とグラウンド、テニスコートの使用料で、使用料条例に基づき、利用者から徴収した。

☆平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

Q

歳入で収入未済額があるが、納めていない人は医療費への保険適用がないということか。

A

本町では、未納者へ保険適用をするための資格証明書は、発行していない。

納付相談で分納などの約束をいただきながら、短期保険証を発行している。

Q

今後の見通しは。

A

県から示される納付金の額が変わってくるが、2、3年は、同じ税率で行けるような形をとっていきたい。

☆平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

Q

認知症介護家族交流会の内容は。

A

認知症の人を抱える家族介護者がお互いに悩みを相談し、情報交換する事業を、NPO法人へ委託した。

議会広報特別委員会

愛知県町村議会議長の主催で毎年開催される「議会広報研修会」に参加してきました。

研修日時・場所

参加議員

令和元年10月7日(月)午後1時～名古屋市・アイリス愛知

議会広報特別委員会委員6名(現メンバー最初の研修会)

研修で学んだノウハウをこれからの議会だよりの編集に生かします。

第32回 愛知県町村議会広報研修会



広報コンサルタント
芳野 政明 氏
「今後の広報のあり方」
について講演

(左から順に)

上段 鈴木美代子 委員 森川 元晴 委員 中須賀 敬 委員
下段 丸田 博雅 委員長 大崎 暁美 委員 廣澤 毅 副委員長

令和元年第2回(7月)臨時会において、閉会中の委員会の継続審査となりました議案第38号について、美浜町議会会議規則に基づき、議会初日に荒井勝彦委員長が、文教厚生常任委員会の中間報告を行いました。

これまでの文教厚生常任委員会の審査で、条例原案における憲法抵触の恐れや、町が訴訟・損害賠償責任を負うリスクなど、運用課題等について慎重に審議し、修正案を模索してきましたが、まだ修正案の提案段階には至らず、さらに審議・検討時間を要するため、引き続き閉会中に当委員会で継続審査が必要であると判断しました。

議長への継続審査申出は、最終日に議会に諮り、**全員異議なしで決定**されました。

議会閉会中の委員会の継続審査の経過 及び「中間報告」概要

文教厚生常任委員会の継続審査案件

議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例について

①第1回目 令和元年7月17日 午後1時30分～

「町長が付した意見書」及び「請求代表人が行った意見陳述の内容」を考慮しながら、条例原案の各条項について、運用課題等について協議しました。

双方の意見には相当、論点の違いが見受けられ、どちらの見解が正しいのか、立法上問題はないのかという点も含め、双方の観点を比較して協議を進め、慎重に再考・検証するには長時間を要し、拙速に9月議会に議員提案できるものではないと認識しました。

審議の中で、重要課題として論じられた点は、条例原案の第3条「設置場所」における制限距離についてであり、条例案を作成し直接請求した谷口氏に対し、原案中のそれぞれの規制について「規制をする根拠」及び「その範囲についての合理的な理由」をどのように考えて作成されたのか、委員会からの質問を議会として公式に、令和元年7月30日付議長名で照会しました。

②令和元年8月14日付で回答書の提出

署名活動に協力していた「美浜町の風力・太陽光発電を考える会」及び別団体名の連名での回答。相手方希望により電子メールで書簡往復、指定アドレスからの送受信であり、正式回答と見なしました。

③第2回目 令和元年8月20日 午前10時～

回答書に対する協議。(今後の審査や最終判断に影響を及ぼす恐れを懸念し、委員会を秘密会として開き、審査内容協議過程等の公開はしないことを委員全員賛同の上で審議を行いました。)

回答書には、議会からの質問事項「条例案を作成した際の規制をする根拠やその範囲についての合理的な理由等」について明記されておらず、別記団体名の意見として、議会に対して立法事実を調査・検討すべきとの意見や、町長の意見書に対する反論等が記載されており、また引用されている「美浜町行政手続条例」の条文解釈にも誤りが見受けられました。(議会として議員の共通認識を持つために、行政手続条例見解を付して質問状及び回答書の写しを、委員はもちろん、委員外議員にも配布し、情報共有を図っています。)

提案された7月臨時会において、請求代表者 谷口氏は、議場での「意見陳述」冒頭で

「条例案はあくまでも案でございます。私たちは一般住民であり条例の専門家ではございません。

ですから、議会で内容を審議して、条例の趣旨や目的に賛同いただけるのであれば、必要に応じて文言は自由に変えていただき、よりよい条例を作ってください」と述べました。

ぜひ、美浜町において運用していく上で使い勝手の良い条例にしてください。」と述べました。

しかしながら、回答書の主張には、努力義務に条例原案の文言を変えることさえ許されないというような表現もあり、谷口氏の「意見陳述」の内容とは異なるこの状況を捉えると、請求者らの真意はどこにあるのか、当委員会として疑問を抱かざるを得ません。

〔署名した町民から条例原案の内容を知らずに署名してしまったという声も議会に届いています。〕

こうした経過を背負いながら、当委員会としては、署名された2,200名の町民の皆様の意思を尊重し、安易に条例原案を否決しようとは考えておりません。

条例原案について、美浜町が運営する上で必要な基準となるよう修正をかけ条例制定するためには、慎重に検討していく必要があると考えており、9月定例会にはまだ修正案を提出することができません。

今後は、「よりよい適正な条例」制定のためにも、私たち議員の考察だけでなく町執行部による支援も必要であり、町顧問弁護士への確認結果等も踏まえた上で、引き続き慎重に検討するため、相当な時間はかかるが考え得る手段を駆使して内容を精査し、修正案の提案に向け努力していく方針です。

令和元年9月

美浜町議会 文教厚生常任委員会

決 議

決議は「議会としての決意」を
公に表明するものです。

本会議5日目（最終日）、すべての議事終了後、会派 チャレンジ M I H A M A 所属9名の発議により「**町長に対する辞職勧告決議**」が提案されました。

提案理由説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略して即日採決の結果、**賛成多数により可決されました。**

美浜町長に対する辞職勧告決議

これまで本議会も承認した上で、本町が推進してきた「美浜町運動公園整備事業」及び「美浜町総合公園整備事業」は、愛知県から都市計画事業認可を受け、国の社会資本整備総合交付金・美浜町都市計画基金等を整備資金として、既に着手4年目となる事業である。

陸上競技場を含む運動公園整備事業は、本町の活性化につながる名鉄知多奥田駅を中心とする「賑わいの拠点づくり」としてだけでなく、日本福祉大学との協力・連携などを活かした関連政策などを鑑みても、今後本町の様々な政策にとっても、活用すべき有効な手段である。

この整備事業の目的・趣旨・計画に御理解と御協力をいただいた地権者の皆様を始め、建設に携わる方々、関連する各種施策や陸上競技場完成後の様々な行事計画に期待を寄せている各種団体の皆様方、事業に賛同する町民に対して、齋藤町長は、当選後からこれまで、町民への説明責任も果たさず、何ら具体的な代替策も明確に示していない。

事業を中止した時のリスクも含め町民への説明責任を果たし、事業中止の可否について住民投票で民意を問うこともせず、齋藤町長は選挙公約と称して事業内容の変更を画策しているが、事業の継続判断ができずに半年近く事業を遅らせ、本町の行財政に混迷を来たしており、このままでは財政破綻の危機をもたらすことは明らかであり、本議会として美浜町長齋藤宏一氏に対し、自ら公職を辞することを勧める。

以上、決議する。

令和元年9月18日

愛知県知多郡美浜町議会

代表提出者
賛成者

横田 貴次

廣澤 毅 大寄 暁美

中須賀 敬 荒井 勝彦

大岩 靖 横田 全博

野田 増男 丸田 博雅

以上9名

あなたも議会を傍聴しませんか？

本会議場で行なわれる議会は、どなたでも傍聴することができます。

また、全員協議会および各委員会は議長等の許可があれば傍聴することができます。

※ 議会傍聴の際に、手話通訳など支援が必要な方は、お手数ですが2週間前までにご相談ください。

☆ ケーブルテレビ(CCNC)放送予定 ☆

【121ch】午前9時～「一般質問」放映
12月17日(火)・12月21日(土)

☆お問い合わせ先

美浜町役場 議会事務局

TEL 82-1111(内線285・286)

令和元年12月定例会の開催予定

いずれも午前9時から 美浜町役場3階

2019年12月 <日程は告示日11月25日に確定します。>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 開会 本会議 提 案	4 (休会)	5 本会議 一般質問 1日目	6 本会議 一般質問 2日目	7 (休会)
8 (休会)	9 (休会)	10 本会議 質 疑・ 委員会付託	11 (休会) 総務産業 常任委員会	12 (休会) 文教厚生 常任委員会	13 (休会)	14 (休会)
15 (休会)	16 (休会)	17 閉会 本会議 討論・採決	18	19	20	21

事業を中止した場合のリスクは？

交付金と借金の一括返済のため
最低でも6億円が必要です。



横田 貴次

問 地権者に対し用地買収にかかる「不動産譲渡所得税の特別控除」取り消しの心配はありますか。

町長 半田税務署に確認したところ、適法な手続きに基づく公共事業として課税特例を適用する「事前協議」がされており、かつ、土地収用法による強制収容が可能な条件が整っていることから、事業が中止または変更される場合においても、既に関与した土地にかかる譲渡所得の課税特例を「さかのぼって見直しすることはない。」との見解を得ています。

問 事業の代替案として示された「町主導の区画整理事業」の実現性はありますか。

町長 これまで運動公園整備を目的として、農用地区域の除外を始め、様々な手続きや河川管理者との協議を進めてきたことから、目的を変更することについての説明が必要です。

また、用地買収に応じていただいた地権者の方々に對して、事業を変更する旨を説明し、理解を得ることが必要となります。

こうした手続きを経た後、交付金の返還や起債の繰上げ償還の手続きを経た後に、初めて新たな事業への轉換に着手できることとなります。

多額な費用と労力・相当な期間を要することや、区画整理事業等の宅地開発には山王川の改修を前提とすること、相当の事業費が必要ことから、「町による施工は困難である。」と愛知県から見解を得ました。

以上の報告を踏まえ、民間業者による開発の可能性を模索することも併せて、判断したいと考えています。



学校再編の今後の取り組みについて

問 保育所施設の充実・再編は、どのように進めていくのですか。

教育部長 日本福祉大学との連携や、本町独自の教育プログラムなど、特色のある教育環境を作り上げ、若い親御さん世代に、美浜での子育て・教育を選択してもらええる教育環境の整備こそが重要だと考えています。

問 日本福祉大学の美浜キャンパスに通う若い多世代の高校・大学生の人数は4千名を超えています。

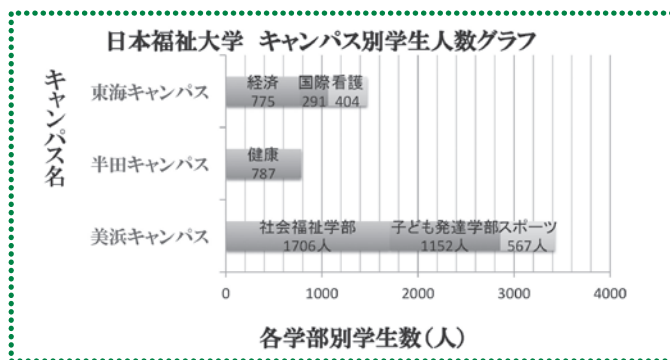
この素晴らしい個性と触れ合う機会を、本町の教育に活かさせませんか。

教育長 英語に重点を置いた教育課程の実現だけでなく、これまで連携を深めてきたスポーツフィールドワークやインターンシップといった学生との触れ合う機会を増やすため、新設校は日本福祉大学の

近くに整備するなど、時間的な課題を解決できるような取り組みを進めたい。

問 「学校再編の基本構想」について、具体的な発表の時期は。

教育部長 できるだけ早い時期に策定し、年内をめどに議会を始め、対象の保護者や住民に説明をしたいと考えています。



運動公園・総合公園の 今後の展開は？



山本 辰見

中止した場合のリスクも含め
方向を示したい。



造成工事は
間もなく完了
撮影：令和元年9月

問 リスク調査の結果概要は、どのような内容ですか。

想定されるリスクを町民に説明してから、新しい事業に変更することも含め、判断を仰ぐべきではないですか。

町長 担当から報告された結果は、国から交付を受けた交付金返還、借入している起債の繰り上げ償還と、これらに伴う町財政運営への影響ですが、私が国・県と協議した上で見極めたいと考えます。

リスクをどのように回避するかを、これから関係機関と協議を行い町民に示します。

問 町主導型の住宅開発は、実現可能でしょうか。

町長 担当からは運動公園整備事業の中止によるリスクと、手続きに要する時間、宅地開発への転換に関する手続き、事業費の捻出など、課題が多いと報告を受けています。

しかし人口減少をくい止め、税収を確保するためには必要な事業で、民間業者の活用も含めて可能性はあると考え、検討を続けます。

問 総合公園の課題のある土壌は、どのようなになっていますか。

ここを事業対象から除外できないのですか。
町長 土壌調査をして、除外しないで、最も少ない経費で有効な土地利用ができるように検討しています。

教員の長時間労働 の是正を

問 勤務時間外の在校時間が月80時間を超えている状況を平成30年度は半分にすると、本年度には0%にするという愛知県の多忙化解消プランで達成目標が示されました。

本町では何を取り組んできましたか。

教育部長 「部活動指導ガイドライン」を策定し、朝の部活動中止など、適切な部活動運営と指導を実施しています。

また、教員の負担軽減のため、国・県からの様々な調査について、教員ではなく教育委員会の指導主事が資料を作成し、紙媒体提出の廃止とメール提出推奨など、事務の簡素化に努めています。

小中学校再編 のための基本構想は

問 事前に保護者だけではなく、地域の皆さん方、区長さ

んや他の役員さんなどに、幅広くアンケート調査する必要がありますと思いますが。

町長 今年度から企画課で対応し、直接電話や手紙等で受け付けています。

教育部長 将来の学校運営を考えていく上で重要な事項であり、本年度、具体的な時期や方法等を示した「学校再編のための実施計画」を策定し、今後皆様に示す予定です。

学校の統廃合により廃校になった学校の跡地利用とか、PTAの在り方をどうするのか、通学のスクールバスの運営などについては、ご意見をうかがう予定です。

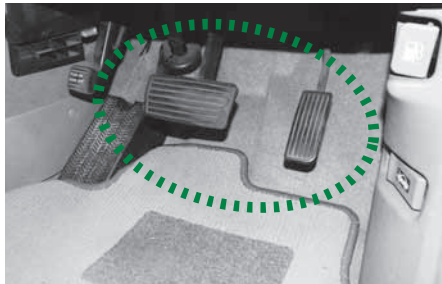
再編にあたり根本的なアンケートはなじまないと考えています。小規模校を町として否定しているわけではありません。子どもたちにとってよい良い教育環境を目指すことがすべてです。

町内の高齢者ドライバーについて



荒井 勝彦

現在のところ特別な補助は
考えていません。



アクセルとブレーキ
踏み間違えそう？

問 町内の高齢者ドライバー（65歳以上）の数は把握していますか。

町長 平成30年12月28日現在の統計資料では、男性が2千602人、女性が2千97人で、合計4千699人となり、町内における運転免許所有者の約29%にあたります。

問 「アクセルとブレーキを踏み間違えた際に、急発進を防ぐ装置」の取り付けに対する補助金を検討しませんか。

町長 現在、本町においては、高齢者ドライバーに対し、「運転免許証の自主返納」を推進しており、補助については現段階では考えていません。

問 運転免許証を返納したドライバーに交付している「タクシー券」の利用者は、何人くらいですか。

また、交付枚数を見直す考えはありませんか。

町長 平成30年度は63名で、今年度は8月9日現在で64名です。

支給枚数の見直しは、平成28年度に巡回バスを増便した後にタクシーの利用率が減少しており、現在のところは考えていません。

危険なブロック塀撤去に補助金を

問 本町には、ブロック塀の倒壊による災害防止に寄与することを目的のひとつとした「生垣設置奨励補助金制度」があります。

実際に補助を受けた事例は昨年度、何件でしたか。

町長 昨年度は1件で、過去10年間に6件あり、そのうちブロック塀の撤去を伴うものは1件でした。

問 昨年9月議会において、「危険なブロック塀撤去に係る補助金制度は、他市町の制度の状況を見ながら考えていきたい。」と答えていますが、他市町の制度実施の現況はいかがですか。

町長 昨年度までに知多半島10市町のうち、5市4町で制度が制定されています。

問 未制定のところはどこですか。

都市整備課長 本町では「生垣設置奨励補助金制度」がありますが、ブロック塀撤去のみで補助金を出していないのは、美浜町だけです。

問 生垣ではなく「フェンス」に換えても補助金を出す予定はありませんか。

都市整備課長 危険なブロック塀が撤去され、道幅が広がるのが目的でもあるので、今後前向きに検討していきたいと思っています。

避難所のおむつ替え・授乳スペースについて

問 近年、公共施設などでは、多目的トイレ内に「おむつ替えスペース」や「授乳スペース」が設置されるようになってきました。

本町の指定避難所では、これらの設備が整っていますか。

町長 一次指定避難所に7ヶ所を指定していますが、既存施設では美浜町役場だけが、おむつ替えができる避難所となっています。

ただし、災害時には、和室などの小スペースを活用できるように考えています。

役場庁舎にある多目的トイレの「おむつ替えスペース」



防災会議に町在住の女性を加え 女性の割合を増やしては？

新たに美浜町在住の女性を
委員に加えることを検討します。



大寄 暁美

防災について学ぶ「減災カレッジ」
災害時想定図上訓練のようす



問 「美浜町防災会議」の委員は、19名中女性は2名で、2人とも美浜町在住ではありません。町内在住の女性を参加させるよう検討する考えは、
町長 2人とも各団体から推薦され、防災に関する豊富な知識を有し、本町の地域性も熟知されています。
問 美浜町に暮らしているからこそ防災計画に生かされることがあると思いますが、どのようにお考えですか。
防災課長 町内の女性団体と協議し、新たに女性委員の登用を検討していきます。

避難所における 女性の参画を

問 避難所運営における女性の参画は。
町長 また、避難所運営マニュアルへの反映は。
町長 災害時に各地区に設置される「現地災害対策本部」

6か所のうち、本部長は6名中1名、副本部長は13名中5名の女性職員を配置しています。
女性の視点は、学校と自主防災会と調整を図りつつ、避難所運営マニュアルに反映しています。

避難所における 物資の配布は

問 災害時の物資はどのように。
防災課長 町内大規模店舗や商工会加入店など「災害時における物資調達に関する協定」を結び、被災時は優先的に町が商品購入できます。

問 女性用品等の配布について、配慮していますか。
防災課長 医療関係の物資とともに学校の保健室等に集約し、対策本部の女性本部員が配布するよう考えています。

問 安易にミルクを配布することで、母乳育児が続けられなくなると聞きます。
町長 リラックスして授乳できるスペースの確保を考えていますか。

防災課長 女性本部員が入室制限するなど専用スペースを設けるよう考えています。

ふるさと納税の 使途を具体的に

問 6月から総務省による返礼品の規制が始まり、今後は自治体への愛着から、寄附する先を選ぶことになると思います。
「具体的な魅力ある寄附金の使い道」を前面に出して、寄附金を募る方法を検討しませんか。

総務課長 現時点では新たなサイトを構築する費用対効果から行なっていませんが、今後は資金調達手段として検討したいと思っています。

ふるさと納税は 居住する町へも可能

問 返礼品なし等の制限がありますが、居住する市町にもふるさと納税はできますか。
町長 町の課題解決や魅力ある取り組み等を寄附金の使途に掲げ、町民からの寄附を促すよう検討しませんか。

町長 他の自治体の実績を踏まえ、引き続き研究及び情報収集を行っていきます。

公式ホームページ
美浜町ふるさと納税のご案内



野間公民館駐車場の拡張工事を なぜ中止したのですか？

学校再編や建物老朽化と財政面を考え
「中止」と判断しました。



中須賀 敬

集会等があると駐車場はすぐに満車



問 地元の住民の皆様が予算化されとても喜んでいました野間公民館駐車場の拡張工事について、中止した具体的な理由は。

町長 山車蔵の建設、消防署分遣所の設置、消防団詰所の建て替えにより、行事開催時等駐車場が不足し、対応に苦慮していることは承知しています。

学校再編を見据えた中、公民館建物の老朽化に加え、財政面を熟慮し判断しました。

問 当初予算を承認した議会に対し、説明もなく不執行にしたのはなぜですか。

教育部長 経緯は、齋藤町長就任時に事業説明をした際、中止判断がされました。

当初予算作成時には必要な事業とし、認めていただきましたが、中止となり予算執行しないので、減額補正する際に説明することが筋であると考えています。

商工業・観光業の 活性化と交流人口 の増加について

問 美浜町の宿泊可能人員は何人で、その宿泊平均単価はいくらですか。

また、スポーツ・音楽等学生の合宿需要は、どの程度の割合ですか。

町長 旅館・民宿13軒で78名と美浜少年自然の家が480名で、合計1千267名であり、旅館・民宿11軒によるデータでは、客室平均稼働率は40.3%で、

宿泊平均単価は、学生団体を含め1万1千円です。

合宿受入をしている旅館は7軒で、その割合は20%、90%です。

問 具体的に取り組んでいる事業はありますか。

町長 本町の地域資源を活用したグリーンツーリズム・ブルーツーリズムやスポーツツーリズムの商品化、特産品の開発等が重要であります。

問 大会合宿誘致における宿泊をはじめ、その経済効果はどの程度ありますか。

町長 昨年の少年野球全国選抜大会では、宿泊・弁当等で約470万円、合宿は学生単価を6千円で計算すると4千390人の利用で、2千600万円の直接効果がありました。

問 今後、さらに大会合宿誘致による交流人口増加を目指す時、運動公園陸上競技場も大きな可能性があります。

陸上競技場の整備を、予定どおり進めていただきたいと思います。運動公園整備計

画では、交流人口の増加をどのように見込んでいますか。

都市整備課長 運動公園整備に伴う経済効果についての調査報告では、年間利用者7万8千人の見込みで9千600万円の消費があり、2億2千万円の経済効果があると算出されています。

問 音吉トライアスロンの復活の噂を耳にします。

賛否両論ありますが、交流人口増加の観点からみれば、一つの方法であるとは思いますが、町長の考えは。

町長 本町の特性を活かしたイベントであり、私としては大いに進めていきたいと思えます。

小中学生のカバンの重さと健康への影響は？



横田 全博

子どもの発育状況や通学環境に合わせ、各学校で工夫して対応します。

問 NHKの番組で整形外科

医の久野順一氏によれば「ランドセルの重さは体重の15%以下を目安にするのが好ましい。」という報告がありました。教育委員会として、どのような点に留意していますか。

教育部長 子どもの健康や安全・安心な学校生活は、学校が最優先で取り組むべきことであると認識しております。

問 文部科学省が出した「置き勉OK」の通知に、「子どもや地域の実態を考慮して、各学校で知恵を出してほしい。」とありますが、本町の知恵とはどのようなものですか。

町長 宿題で使用する教材等を明示し、家庭学習で使用する予定のない教材等を、児童・生徒の机の中に置いて帰ることを認めるなど、子どもたちの負担にならないよう配慮しております。

問 宿題等は必要ですか。

教育長 子どもたちに家庭学習する習慣をつける意味では

非常に重要と考えております。

持ち帰る教科書については、今後効果が上がる方法を検討します。

問 教科書の重さも関係する「学習指導要領」の全面改訂が予定されております。

その内容はどのようなものでしょうか。

学校教育課指導主事 来年度より小学校で、令和3年度より中学校で、新しい学習指導要領の完全実施となります。

大きな点が2つあり、一つが教科・内容の変更です。道徳が教科化され、小学校3年から6年で行っている外国語活動が、5・6年生では教科となります。

また、プログラミング教育が全教科を通じ進められます。プログラミング言語を使い、論理的な思考ができる活動を進めるものです。

もう一つが授業改善です。そのキーワードは「主体的・対話的で深い学び」で、その視点から授業改善を進めます。

子ども食堂について

問 町では子ども食堂の役割や有効性について、どのように考えておりますか。

町長 本町の子どもの食堂は、家庭状況に関係なく「子どもの居場所づくり」を提供するという役割を担っており、共働き家庭や一人家庭を地域でサポートするという意味においては、大変有効であると考えています。

問 子ども食堂の運営課題について、町はどのようなサポートが必要だと考えますか。

町長 直接運営に関わるのではなく、助言する立場であると考えています。その上で、実施すべきサポートとしては、食材・人材といった地域資源を活用できるような情報の提供、継続して運営していけるシステム作りに関する支援、並びに子ども食堂を新規に計画している方に対する町の交付金交付要綱を活用した財政的支援等が必

要であると考えております。

今後も、子ども食堂が、単に子どもの居場所づくりの場ではなく、食を通じた多世代交流により、地域全体で子どもたちの社会性を養う場、子どもからお年寄りまでが集い、お互いを見守る場として、さらに広がっていくよう支援を続けていきます。

役場の駐輪場は

問 役場の敷地内には駐輪場がありません。来庁者用に設置しませんか。

総務部長 部内で検討します。

早速駐輪場が

用意されました。

(場所は保健センター北側)



総合公園と運動公園が 整備された場合の経済効果は？

消費で約9,600万円、
経済効果 2 億2,000万円と試算しています。



廣澤 毅

問 総合公園と運動公園が整備された場合に、あらゆる面において対応が可能になると思われませんか。

その場合の経済効果はどのように考えていますか。

都市整備課長 陸上競技場を使う面での経済効果は算出しており、消費で約9千6百万円、経済効果に置き換えると2億2千万円というデータが出ています。これには数字として出ていませんが、競技場以外での公園、運動とは別の「憩いの場所」としての公園部分がありますので、住民の方が活用するメリットが沢山あります。

当初計画で公園を作る時に、地域住民と一緒に植樹を行い、その後の管理もみんなで見ていこうとか、陸上競技場以外にも多目的広場・遊具広場等に遊びに来る子育て世代の家族や健康遊具を使う高齢者の方々など、様々な世代の方が町内外から利用されることに

より、多くの関連消費が生まれ、波及効果も期待できます。

市街地整備における 道路拡幅等は

問 総合計画にも市街地整備の記述があり、最近では一部地域をモデルケースとして、市街地再編への取り組みも行われています。

空き家も目立ってきている「旧市街地の再編」も含めた市街地整備の中で、車のすれ違いが困難な箇所や、歩道が充分確保できない狭い道路の拡幅等について、今後の取り組みをどのように考えますか。

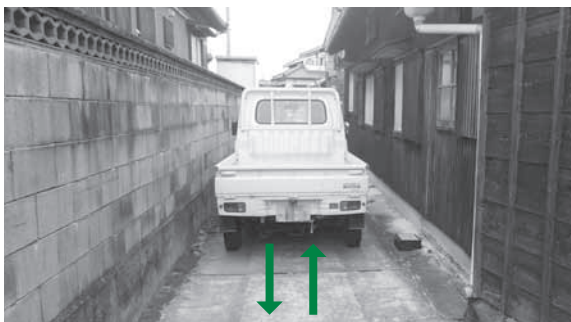
町長 既成市街地内の道路については、道幅が狭く歩道が設置されていない等の課題が多いことは、議員の言われるとおりです。

人口流出が進む中で、住みよい住環境を整えることは、大切な取り組みと考えており、平成28年度の既成市街地の現況把握に基づき、各行政区と

の調整を経て、現在2地区について検討をしており、昨年度は、野間一色地区で現況測量を実施しました。

路線の選定・事業の進め方を検討する中で、家屋等の移転や取壊しとそれに対する補償が生じること、沿線の空き家の取り扱いなど、現実的な課題が多く、簡単に進められない状況にあります。

しかし、地域の生活道路及び避難道路としての整備は必要で、引き続き地権者や行政区と協議し事業を進めます。



車のすれ違いが困難な道路

また、将来的な整備も含め、広範囲での道路網の計画も検討する必要があると考えます。

まちひと・しごと創生 総合戦略の進捗状況は

問 平成27年10月に策定された「美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015」について、これまで行ってきた事業項目についての成果を生かすために、今後もこうした取り組みを継続する考えは。

町長 本年度で計画最終年を迎え「誰もが生涯活躍できる賑わいのある元気なまち」を目指し、4つの基本目標で12のプロジェクトを産業界・教育機関・金融機関等と連携して各部署が横断的に取り組んできました。目標値を評価・検証して継続が求められています。私は、美しい里山・里海のあるこの町で、かけがえのない自然と共生し、「ふるさと美浜」を築き上げていきたいと思っています。

浄化槽清掃業者の 許可業者の複数化を！



鈴木美代子

条例に基づき事業計画を定めて実施し
1業者で処理が可能と判断しています。

問 浄化槽清掃業者は、南知多町の業者を許可業者として、約50年間、一者独占が続いています。

こうした状態は、問題であると考えますが、許可件数を複数化する検討は、どうしてしないのですか。

町長 浄化槽汚泥の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、事業計画を定め処理しており、複数業者で競争するものではありません。現状の処理実績においては、一業者で処理可能と判断しており、複数業者にする考えはありません。

問 ほかの事業も同じで、見積って入札し、一番事業を理解し行ってくれる業者を決めます。それと同じで、本町の清掃許可も、公にして大勢の中で許可業者を選定すべきだと思います。

一者だけでなく何社か選ばればいいと思います。名古屋から引越してきた住民が

「半世紀も同じ業者の独占はあり得ない。名古屋では絶対あり得ない。」と驚いています。本町にも清掃業者はおりま

す。なぜ南知多町の業者だけなのですか。

環境課長 更新という形で許可していますが、実績を十分考慮して、業者がしつかりやれると判断し許可を出しています。業務をきちんと行うように指導もします。

問 なぜ南知多町の業者を応援しているのかわかりません。町としては地元の業者を応援していくべきではないのですか。

環境課長 この処理業務は継続性が必要と考えており、複数化ではなく、実績のある業者をお願いしています。

厚生部長 本町の人口規模・汚泥やし尿引き抜き量の量から勘案して一者で十分という処理計画のもと、実績評価でも問題がなく、許可を更新しています。

学校教育における 子どもたちのスト レス軽減へ配慮を

問 進学する際の内申書は、中学生になると子どもたちのストレスの一つでもあります。

特にプール授業など女子生徒には難問です。補習授業を行うなど、思春期の体調や心情に配慮する対応をしませんか。補充事業をしていただければ、問題は解決します。

教育部長 水泳の授業に限らず、すべての生徒については体調管理に合わせた指導を行っています。



造成地も草が繁茂してきています。

ごみ減量化の 取り組みは

問 令和4年に供用開始される知多南部広域環境組合の負担金の額を少しでも軽くするために、取り組んでいるごみの減量化実施計画は、計画どおり進んでいますか。

町長 ごみ減量化が予定どおり進んでおらず、さらに厳しい減量が必要です。

知多管内では常滑市・知多市・東浦町で既に導入されている「家庭ごみの有料化」について、半田市・武豊町・南知多町も実施に向けて具体的な検討を進めており、本町も有料化を決断する必要があると考えます。

町道・県道の 草刈りの実施を

町長 町として主要町道の草刈り業務の発注や、地元区に草刈りを委託するなど、計画的な除草作業に努めています。

運動公園整備事業を 中止した場合は？



野田 増男

国の交付金は全額返還、
起債（借入金）は一括償還です。

問 事業を中止した場合に、

国への交付金返還及び起債（借入金）の一括償還の期限はいつまでで、その財源は何でしょうか。

町長 運動公園整備事業を中止した場合に、交付金については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、交付の決定が取り消され、返還を求められる可能性があります。そうなった場合には、国から期限を定めて返還を命じられることになります。

また社会資本整備交付金を返還する事態が生じた時は、起債（借入金）についても、財務省や県から期間を定めて返還するよう求められる可能性があります。

その財源については、原則一般財源及び都市計画事業基金で対応します。

問 運動公園整備事業には、

財源に都市計画事業基金も充てています。

都市計画決定を受けた事業でなくなれば、その都市計画事業基金についても、一般財源から基金への返還が必要となるのではないですか。

その際の返還額はいくらでしょうか。

町長 都市計画税の充当事業とする要件は、都市計画決定ではなく、都市計画事業認可です。運動公園整備事業については、平成29年5月19日から令和4年3月31日までの期間で、愛知県から都市計画事業として認可されています。

事業を中止する場合には、事業認可の取り消しではなく、事業認可期間の短縮をして、事業を終了させる手続きを取ることになります。

中止した場合においても、認可期間内に都市計画事業基金を充当したことになり、返還は必要ないと考えます。

来年度の当初予算 編成への影響は

問 事業を中止して国へ交付金の返還及び起債（借入金）の一括償還をした場合、来年度の当初予算編成にどのような影響がありますか。

町長 本町の財政が非常に厳しい状況の中で、現実的に一括償還をした場合、来年度の予算編成はもちろん、他の行政サービスに多大な影響が及ぶものと考えており、できる限り財政に影響を及ぼさないよう、手立てを模索しているところです。

問 影響がないわけではない。すつかりお金がなくなったら、今までどおりのサービスをそのまま続けていけるのですか。

町長 そこが一番の悩みの種。そして一番問題なのは、止めて何をやるか。海まで行ける道路を各地域に、長い時間がかかりますが、私が思う町おこしで悩んでいます。

問 町長は、奥田駅前運動公園用地の売却を考えているのですか。

町長 住宅開発をしてくれる人、あるいは土地を生かしてくれる人がいれば、売却して町の借金が減ります。

これはストップしなきゃいけない。目的は運動公園として国・県から許可を受けていますが、個人企業であれば市街化都市開発ができるのではないかと、可能であればですが、一つの方法かと思っており、国も県も説得できるよう私も努力します。

「造成工事」が終わり、その後は？



令和元年第3回
議会定例会（9月）
審議結果一覧表

9月2日から9月18日

議 案 件 名		会	果	秀 夫	元 晴	剛	辰 見	代 子	毅	曉 美	敬	貴 次	勝 彦	靖	全 博	増 男	博 雅	
町 長 提 出 議 案	専決処分事項の報告について 初日提案分 （少額の損害賠償の額及び和解）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	美浜町教育委員会委員の任命について	-	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	専決処分事項の報告承認について （一般会計補正予算 専決第3号）	-	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例について	総産	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	美浜町税条例の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
25 件	美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 の一部を改正する条例について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）	各	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について	各	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	文厚	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
継続 審査 案件 1 件	平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出 決算認定について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	総産	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	専決処分事項の報告について 最終日追加提案分 （少額の損害賠償の額及び和解）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	美浜町運動公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託 業務協定書の一部を変更する協定書の締結について	-	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託 業務協定書の一部を変更する協定書の締結について	-	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	〔第2回7月臨時会提案〕 美浜町小形風力発電設備の設置及び 運用の基準に関する条例について	文厚	継続 審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	美浜町長に対する辞職勧告決議について	-	可決	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	美浜町長に対する辞職勧告決議について	-	可決	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	美浜町長に対する辞職勧告決議について	-	可決	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
	美浜町長に対する辞職勧告決議について	-	可決	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○

付託委員会… 総産→総務産常任委員委員会に付託
文厚→文教厚生常任委員会に付託
各→ 両常任委員会に分割付託

○は賛成 ×は反対 「退」は退席により採決不参加 ※大岩 靖 議長は採決に加わりません。

☆みはま議会だよりは、スマートフォンアプリ「マチイロ」でもご覧いただけます。

「みはま議会だより」は、美浜町議会議会広報特別委員会が編集・掲載しています。



編集後記

秋も一段と深まり、町民の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

地方統一選挙により5月から新しい議会体制でスタートした「令和元年」。この一年も過ぎ去る日々は早いもので、来月には今年最後の12月定例会が始まります。

美浜町の行財政には多くの難題・課題が山積する中、私たち議会広報特別委員会は、町民の皆様にご各議員の思いや活動等を忠実に伝えし、より多くの皆様に、行政や議会運営に関心を持っていただき、まちづくりに参加していただけるような紙面づくりを目指し編集に努めています。

どうか忌憚のないご意見をお気軽に各地区の議員までお寄せくださるようお願いいたします。

昨今、風水害や地震などの「自然災害」は年中容赦なく突如、襲いかかってきます。

どうかひとつでも日頃からできることを備え、家族や地域との絆を大切にしましょう。

季節の変わり目、体調管理に努めどうぞご自愛を。

M・M